平成２２年（フ）第２５４号
川崎市中原区上小田中２丁目24番10―201号
アーバンライフ武蔵野
債務者　小川　博司
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
4　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月14日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
兵庫県姫路市御立中３丁目１番28号
債務者　インテリア井上、インテリアＩＮＯＵＥこと　井上　壽美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　正章
4　破産債権の届出期間　平成22年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午前10時25分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４８８号
北九州市小倉南区中曽根１丁目３番３―610号
債務者　脇坂　久子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　友和
4　破産債権の届出期間　平成22年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第４２７号
静岡県田方郡函南町平井1740番地の757
債務者　難波　　進
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７４号
横浜市青葉区市ケ尾町433番地１　第２森ビル101号
債務者　奥田　栄三
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木美紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３２３号
大阪府池田市渋谷３丁目６番27―106号
債務者　那須　良一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宅　正人
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２３４号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ19―406号
債務者　岡本　謙治
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　圭子
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０９号
北海道茅部郡森町字森川町296番地の59
債務者　宮守　　公
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２４０号
函館市西旭岡町１丁目30番地３
債務者　斉藤　　衛
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８１号
函館市石川町150番地２
債務者　木村　　徹
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８２号
函館市石川町150番地２
債務者　木村くに子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８４号
北海道北斗市久根別２丁目25番27号
債務者　野中健太郎
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８５号
北海道北斗市久根別２丁目25番27号
債務者　野中麻衣子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９１号
函館市花園町31番６―501号
債務者　三國美枝子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１６４号
群馬県太田市下小林町46番地２、住民票上の住所群馬県太田市新井町507番地２
債務者　荒井　俊雄
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８６５号
さいたま市浦和区上木崎４丁目11番16号　上木崎ハイツ102号、旧住所さいたま市浦和区領家３丁目12番５号
債務者　富山　清隆
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係